# 特定商取引法に基づく表記

ノレル自社型新車プラン(所有権移転有)※もらえる新車プラン ノレル自社型中古車プラン(所有権移転有)※もらえる中古車プラン

役務提供事業者

株式会社IDOM CaaS Technology

代表者

代表取締役社長 山畑 直樹

所在地

〒150-0041 東京都渋谷区神南一丁目19番4号

電話番号

0120-355-018

[受付時間]10:00~20:00 (年末年始などの特別休暇を除き、年中無休)

電子メールアドレス

norel@glv.co.jp

運営責任者

山畑 直樹

# ◆役務の対価

リース料は車種・グレードごとに WEB サイト(https://norel.jp/search/)に記載しております。 ご契約自動車のお引渡しにかかる費用(登録諸費用並びに運搬費はリース料に含まれています。)

#### ・原状回復費用

万一、ご利用中に対象自動車が損傷して返却をする場合(満期時の名義変更に伴う一時的な返却を含む)、利用規約第37条、第52条、第56条の定めに従い原状回復費用をお支払いいただく必要があります。

# ◆当社に対して支払う費用以外でお客様が負担する必要のあるもの

- ·自動車保険(任意保険)料
- ・交通事故によって発生する費用 (その交通事故がお客様の責によるものか否かは問いません)
- ・燃料の費用
- ・駐車場代等保管場所の確保にかかる費用
- ・タイヤ、エンジンオイル、バッテリー、冷却水、ブレーキオイル、ウォッシャー液、各種電球 類、ブレーキパット、ワイパーゴム、その他消耗品の点検、補充及び交換に要する費用
- ・道路運送車両法に定める日常点検整備及び定期点検整備に要する費用
- ・自賠責保険料、自動車重量税および継続検査に要する費用 ※定期点検整備とは法定 12 ヶ月点検や法定 24 ヶ月点検(車検)のことを言います。
- ・対象自動車等についてメーカーからリコール等の措置を受けるために要する費用
- ・法令違反の行為に対して法令に基づき課せられる罰金、科料、過料または反則金
- ・火災、地震、台風その他の天変地異またはお客様の責に帰すことのできない事由によって生じた 不具合または故障に対する整備、修理および部品交換の費用
- ・対象自動車の経年劣化を原因として発生した故障の整備、修理および部品交換の費用
- ・満期時の譲受に伴う、譲渡対象自動車のリサイクル料金
- ・満期時の譲受に伴う、名義変更に必要な書類の準備費用
- ・名義変更に必要な追加整備費用等(対象自動車について自動車検査証の更新が必要な場合には当 該手続に必要な費用も含む。)

# ◆お支払い方法

・口座振替によるお支払い。

但し、初回のお支払い(2ヶ月分相当)は銀行振込によるお支払いになります。(振込手数料は 会員負担となります。)

## ◆お支払い期限

・リース契約成立後に登録日を含む月のリース料と翌月のリース料(これに対する消費税相当額を含みます。)の2回分として当社が指定する金額の前受金を、個別リース契約の成立後14日以内もしくは当社が指定する期日までに、銀行振込による方法で、当社が指定する口座へお振込いただきます。ただし、当社が認める場合、会員は、以下の形で計2回の分割払いをすることができるものとします。ただし、いずれの場合も、振込手数料は会員が負担するものとします。

1回目:第18条第4項の個別のリース契約成立後14日以内に、登録日を含む月のリース料相当額の支払

2回目:第18条第4項の個別のリース契約成立日を含む月の翌月または翌々月の当社が指定する日までに、登録日を含む月の翌月のリース料相当額の支払

その後、毎月5日(金融機関の休業日である場合は、その翌営業日)に1ヶ月分のリース料が会員の指定する口座から引き落とされます。(なお、リース契約締結後の自動車登録日をリース開始日とします。)

# ◆商品・役務の提供時期

- ・会員が、当社ウェブサイトまたは当社が指定する電磁的記録方法に掲載の利用規約に同意のうえ お申込みいただき、お申込み後、当社が承諾した時点で、対象自動車のリース契約が締結されま す。
- ・当社は、対象自動車のリース契約締結後、自動車の納車準備を開始いたします。
- ・自動車の納車時期については、リース契約の締結後に自動車登録に必要な手続き書類等を別途ご 案内いたします。自動車登録に必要な書類等をご提出いただいた後、自動車登録手続きが完了す る時期に当社からご連絡いたします。ここで確定する期日を自動車の引き渡し時期とします。
- ・自動車の納車時期は、自動車登録に必要な書類等をご提出いただいてから通常1~2ヶ月程度かかります。なお、納車準備の状況により納期がそれ以上かかる場合もございます。
- ・対象自動車の納車場所は、IDOMグループの店頭もしくは自動車輸送によるお客様のご自宅となります。

## ◆リース期間満了

- ・リース期間満了後はご契約リース自動車を返還、または本規約所定の手続により対象自動車の所 有権を会員に移転のいずれかになります。
- ・会員は、リース期間終了後も対象自動車の使用の継続を希望する場合、原則としてリース期間満了月の6ヶ月前からリース期間満了月の前々月の末日までの期間中、当社に対し、当社の定める方法により、対象自動車を自ら譲り受けることを申し込むことができます。詳細は、利用規約第46条をご参照ください。

### ◆解約

リース契約は、契約締結後一定期間内であれば無条件に契約を解除することができるクーリング・オフ制度の適用がなく、前受金の振込後の返品・注文キャンセルはできません。ただし、前受金の振込後納車までの間にやむを得ずキャンセルを希望の場合は、当社指定の早期解約の覚書を締結すると共 に、下記で計算される利用料と追加精算金を支払うことで早期解約ができるものとします。

支払精算利用料=12ヶ月分の利用料相当額-支払済みの前受金額

例)プラン利用料 37,000 円(税別)であり、前受金として 2 カ月分の利用料相当額が支払済みである場合(利用料 37,000円×10ヶ月)+(追加精算金 37,000円×24ヶ月)=1,258,000円(税別)+消費税 125,800円=1,383,800円(税込) ※支払済みの前受金が 2ヶ月分の利用料相当額である場合、お支払いいただく利用料は合計で 12ヶ月分になります。 支払済みの前受金が 1ヶ月分の利用料相当額である場合も、お支払いいただく利用料は合計で 12ヶ月分になります。

また、ご契約自動車の登録日から12ヶ月毎の契約更新をせず、早期解約を希望される場合は、自動契約更新日の前日から60日前までに、当社の指定する方法により、早期解約の覚書を締結するものとし、お客様は自動更新の30日前までに、未払いの利用料および追加精算金※を支払うものとし、当社はこれをもって、ご契約自動車の返却の手続きを行うものとします。

※. 本サービスは、12ヶ月毎の自動更新により、契約期間お乗りいただく前提で、月々のお支払額を低減・平準化して、毎月のリース料としています。契約更新月に更新をしないで終了する場合は、経過期間により下記の早期解約にともなう追加清算金をお支払いいただきます。

#### < 1 年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加精算金
1~12ヶ月	無し

### < 2 年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加精算金
1~12ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
13~24ヶ月	無し

#### <3年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加精算金
1~12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分
13~24ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
25~36ヶ月	無し

### <4年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加精算金
1~12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分
13~24ヶ月	毎月のリース料20ヶ月分
25~36ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
37~48ヶ月	無し

### <5年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加精算金
1~12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分
13~24ヶ月	毎月のリース料20ヶ月分
25~36ヶ月	毎月のリース料16ヶ月分
37~48ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
49~60ヶ月	無し

### <6年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加精算金
1~12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分

13~24ヶ月	毎月のリース料20ヶ月分
25~36ヶ月	毎月のリース料16ヶ月分
37~48ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
49~60ヶ月	毎月のリース料8ヶ月分
61~72ヶ月	無し

#### <7年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加精算金
1~12ヶ月	毎月のリース料24ヶ月分
13~24ヶ月	毎月のリース料20ヶ月分
25~36ヶ月	毎月のリース料16ヶ月分
37~48ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
49~60ヶ月	毎月のリース料8ヶ月分
61~72ヶ月	毎月のリース料4ヶ月分
73~84ヶ月	無し

# ◆その他の提供条件

ご契約自動車については、お客様のご負担により善良な管理者の注意をもって使用・保管のうえ管理していただきます。

自動車保険は付帯されていないので、規約に定める基準を満たす補償内容の保険にご加入ください。

2025年2月17日制定

2025年8月31日改定

2025年9月11日改定